

報告第2号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日提出

豊川市長 竹本幸夫

(福祉部関係)

1	専決年月日	令和7年1月27日
	相手方	株式会社エヌディエスリース
	損害賠償の額	107,844円
	概要	令和6年9月10日午後4時25分頃、豊川市天神町5番地の店舗駐車場において、指定管理者の職員の運転する自動車が相手方の従業員の運転する自動車と接触し、当該自動車の一部が破損した。